

令和元年12月2日

会 員 各 位

岐阜県行政書士会  
業務部長 鈴木 泰広  
国際部会長 入谷 桃世



新在留資格「特定技能」に関するセミナー開催のお知らせ

平素より、業務部国際部会の事業運営に格別のご理解並びにご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、すでに「月刊 日本行政 2019年11月号」においてご案内がございましたが、下記及び別添資料のとおり、「新在留資格『特定技能』に関するセミナー」が開催されます。会場は東京になりますが、ライブ配信または中央研修所ビデオオンデマンド(VOD)研修にて、ご自宅等のパソコンからも視聴することが可能です。

ご都合のよろしい方法でご受講いただき、皆様の業務にお役立てくださいますようお願い申し上げます。

記

日 時	令和元年12月17日(火) 13:00~16:00
場 所	シェーンバッハ・サボー(砂防会館別館) 東京都千代田区平河町2-7-4
講 師	山脇 康嗣 弁護士
テ ー マ	特定技能制度の実務～分野横断的かつ重層的な理解の重要性
定 員	500名(事前申込の先着順)
申込方法	日本行政書士会連合会ホームページからお申込みください。
参加費	2000円

<パソコンからの視聴について>

①ライブ配信(無料)

日 時 令和元年12月17日(火) 13:00~16:00  
※当日、リアルタイムでご視聴いただけます。

U R L 連 con

<https://www.gyosei.or.jp/members/#/login>

②中央研修所 ビデオオンデマンド(VOD)研修

日 時 令和2年2月頃～

U R L 日本行政書士会連合会 中央研修所 研修サイト

<https://gyosei.informationstar.jp/>

※詳しくは、別添資料をご参照ください。

以上

Info  
4

## 新在留資格「特定技能」に関するセミナー 開催の御案内

開催地：東京

<中央研修所>

2019年4月1日より、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設されました。

これらの在留資格は、多くの企業や国際交流団体からの注目度も高く、在留資格申請の取次業務等で外国人とも関わりの深い行政書士が本制度の適正な運用に寄与すべきとの観点から、この度「新在留資格『特定技能』に関するセミナー」を開催することといたしましたので、お知らせいたします。

皆様の御参加をお待ちしています。

**日 時** 令和元年12月17日（火） 13：00 ～ 16：00（12：00受付開始）

**場 所** シェーンバツハ・サボー（砂防会館別館）  
（東京都千代田区平河町2-7-4）

**講 師** 山脇 康嗣 弁護士



申請取次行政書士を経て、弁護士登録

現在、慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師（入管法）、同研究科グローバル法研究所（KEIGLAD）客員所員、第二東京弁護士会国際委員会副委員長、日本弁護士連合会人権擁護委員会特別委嘱委員（出入国在留管理庁との定期協議担当）、日本行政書士会連合会法律顧問

主著に『〔新版〕詳説 入管法の実務』（新日本法規）、『入管法判例分析』（日本加除出版）、『技能実習法の実務』（日本加除出版）、『Q&A外国人をめぐる法律相談』（新日本法規）、『外国人及び外国企業の税務の基礎』（日本加除出版）など

**テ ー マ** 特定技能制度の実務～分野横断的かつ重層的な理解の重要性

**目 的** 在留資格「特定技能」を創設した平成30年改正入管法は、我が国の外国人政策の歴史的な転換と位置付けられます。特定技能制度は、短期間で立法作業が行われたものとしては精緻なものとは評価できませんが、極めて複雑な仕組みとなっており難解です。特定技能制度をめぐるのは、いまだ多くの誤解が関係者の間に蔓延しています。それだけに申請取次行政書士等の専門家が果たすべき役割は重大です。

本セミナーでは、骨太で本質的な理解を可能とすべく、まず、我が国の外国人政策の歴史的経緯について考察し、近時の入管立法の特徴を分析します。具体的には、（1）「点の管理」から「線の管理」・「面の管理」への移行（入国管理政策から入国在留管理政策へ）、（2）入管法制の中に労働法的規制を多く取り込む分野横断的規制、（3）間接管理の手法（監理団体による実習監理、教育機関による外国人留学生の在籍管理、入管庁が信頼できると認める所属機関によるオンライン申請、登録支援機関等による支援計画に基づく特定技能外国人に対する支援等）です。その全てが平成30年改正入管法にも妥当することを確認した上で、特定技能制度について詳説します。許可要件（特定産業分野該当性、業務区分該当性、受入機関適合性、契約適合性、支援計画適合性、上陸許可基準適合性）及び許可後の手続（帳簿

の作成・備置き、支援の実施、各種届出)のいずれについても、最新の実務運用を踏まえて徹底的に解説します。また、14の特定産業分野ごとに異なる上乘せ規制、技能実習制度や特定建設・造船就労者制度との関係についても解説します。

さらに、平成30年入管法改正に伴う行政書士業務のあり方そのものの変化及びそれへの対応策に言及します。本セミナーを受講していただくことによって、今後の事業戦略の立案にもお役立てください。

**定 員** 500名（事前申込の先着順） ★当日の申込みはお受けできません。

**対 象 者** 行政書士、弁護士、国際交流団体

**申 込 方 法** 本会ホームページからお申込みをお願いいたします。（11月11日（月）15：00受付開始）  
なお、定員に達し次第、締切りとさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

**参 加 費** 2,000円（お支払の際にシステム手数料330円が別途必要となります。）申込画面から、オンライン決済にてお支払いください。  
※なお、お申込み後の返金には対応いたしかねます。

**そ の 他** 当日は会員限定でライブ配信（無料）をいたします。（12月17日（火）10：00に会員専用サイト「連con」へ専用ページを公開します。なお、回線の都合等により画像等が乱れる場合がありますので御了承ください。）  
また、当日の様子は、後日（令和2年2月頃を予定）中央研修所VOD研修として掲載する予定です。  
本件に関するお問合せは、下記の連絡先までお願いいたします。  
TEL：03-6435-7330（日本行政書士会連合会 事務局業務課業務三係）

## 登録委員会からのお知らせ

### 行政書士業務を廃止される方へ

行政書士は、その業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を經由して日本行政書士会連合会に届出なければならないとされています（行政書士法施行規則第12条）。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなっており、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日とすることとしています（行政書士登録事務取扱規則第24条の4）。

行政書士業務の廃止を予定されている方は、廃止予定日が決まった場合、事前に所属の行政書士会に御連絡いただき、所属の行政書士会の案内に従い、その旨を届出いただきますようお願いいたします。

なお、廃止予定日を月末とされる場合は、必ず当該月内に届出書が所属の行政書士会から日本行政書士会連合会に到達することが条件となりますので、所属の行政書士会に手続日程等を御確認の上、お手続きください。

※廃業を予定する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合、上記規定により抹消日が翌月となるため、所属の行政書士会において翌月分の会費が発生する場合がありますので十分に御留意ください。